

社会事業部研究会課題（2018年12月7日）

社会事業部長 堀井博綱

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 配偶者居住権は2種類新設されましたが、それぞれの内容のポイントを説明してください。

第2 遺産分割等に関する見直し

1. 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等の取り扱いはどのように変わりましたか。
2. 相続された貯預金債権の仮払い制度とはどのようなものですか。
3. 相続開始後の共同相続人により財産処分された時の取り扱いはどのようにになりましたか。

第3 遺言制度に関する見直し

1. 自筆証書遺言の一部が緩和されましたが、どのように変わりましたか。
2. 遺言執行者の権限はどのように明確化されましたか。
3. 自筆証書遺言書の取り扱いはどのように変わりましたか。

第4 遺留分制度に関する見直し

- 現行法の遺留分制度では、事業承継や持分権の処分に支障がありましたが、今回の改正ではどのように変わりましたか。

第5 相続の効力等に関する見直し

- 現行法では、相続させる旨の遺言等により承継された財産について、登記なくして第三者に対抗できるとされていましたが、今回の改正ではどのように変わりましたか。

第6 相続以外の者の貢献を考慮するための方策

1. 現行法では、相続人以外の者は、被相続人の介護などに尽くしても、相続財産を取得することができませんでしたが、今回の改正ではどのように変わりましたか。
2. また、その手続きはどのようにになりますか。

以上